

奈良県選挙管理委員会告示第百四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十五年三月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

名 称	所 在 地
ベルライフ大和高田	大和高田市西町二―三〇
障害者支援施設 雅乃郷	高市郡高取町市尾一〇七五
大和の里	北葛城郡河合町池部三―五―五